

パスポートの申請・交付のご案内

◇申請に必要なもの

- ①一般旅券発給申請書1通(本庁舎市民生活課、各総合支所生活環境課に置いてあります)。
- ②戸籍謄本又は抄本1通(発行の日から6か月以内のもの。有効期限内に新しいパスポートに切り替える方で、氏名・本籍等に変更が無い方は原則として省略できます。有効期間中のパスポートをお持ちください)。
- ③写真1枚(6か月以内に撮影したパスポート用の証明写真。写真は、ふちなし、正面向き、無帽、無背景で顔がはっきりと写っているもの。カラーコンタクト着用は不可)。
- ④本人確認書類1~2点(運転免許証、保険証と年金手帳など)
- ⑤前回取得したパスポート

◇申請

上記の書類を持ち、窓口へ。申請受付後、旅券引換書をお渡しします。旅券引換書は、パスポート交付の際に必要なです。大切に保管してください。

◇交付

パスポートの受け取りは申請した窓口になります。申請時に希望すれば、日曜日に県庁で受け取ることもできますが、申請後は変更できません。

パスポートを受け取ることができるのは、申請者本人のみです(ただし、訂正、増補のみ代理受領ができます)。(申請から交付までの日数)

- 本庁舎…申請日から土日祝日を除く6~7日目
- 各総合支所…申請日から土日祝日を除く8日目

★注意事項

- ◎パスポートの申請は、住民登録のある市町で受付を行います。他市町での申請はできません。
- ◎申請は代理の方でもできます。本人申請と方法が一部異なります。詳しくは問合先へ。
- ◎次に該当する申請は午後5時までの受付になります。
- 紛失の届出○前回パスポートのローマ字の確認が必要な場合○家族の氏のローマ字名の確認が必要な場合○その他パスポート発行について確認が必要な場合※受付窓口が市に変更になったため、県下都賀庁舎等では受付できませんのでご注意ください。

- 本** 市民生活課 ☎ 21 - 2149
- 大** 生活環境課 ☎ 43 - 9209
- 藤** 生活環境課 ☎ 62 - 0903
- 都** 生活環境課 ☎ 29 - 1102
- 西** 生活環境課 ☎ 92 - 0306



住居表示実施区域の新・改築 住居表示の申請が必須

住居表示を実施している区域では、住所を表す際に土地の地番ではなく、住居番号での表示となり、住居表示実施区域で建物を新築・改築を行った場合は届出が必要です。

この手続きがお済みでない住所が決定しないため、転入や転居の手続きができませんので、ご注意ください。

◆住居表示実施地区 万町、倭町、旭町、室町、城内町、神田町、本町、日ノ出町、沼和田町、河合町、片柳町、湊町、富士見町、境町、蘭部町、入舟町、祝町、柳橋町、箱森町、小平町、錦町、嘉右衛門町、泉町、大町、昭和町、平柳町、今泉町

◆届出できる人 家屋等の所有者、管理者、占有者※代理人でも手続きできます

◆必要なもの ①建築確認
本道路課 ☎ 21-2635
大都市整備課 ☎ 43-9214

済証②配置図(出入り口等の位置が確認できるもの) ③公図④印鑑
本市民生活課 ☎ 21-2147・2148

法定外公共物(赤道水路等)利用 使用時のお願い

市所有の法定外公共物の適正な管理を図るため、法定外公共物を利用した工作物、構造物などの設置行為、並びに用途廃止、払下げなどは市の許可が必要です。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用した場合などには、5万円以下の過料が課せられることがありますので、市の許可を受けてから使用してください。

※「法定外公共物」とは、国道、県道、市道以外の道路(赤道等)や1級河川、2級河川、準用河川以外の河川(水路等)などを行います。

藤都建設課 ☎ 62-0908
都建設課 ☎ 29-1105
西産業建設課 ☎ 92-0314

農地の適正な管理について

近年、耕作を放棄し、雑草等が生い茂った耕作放棄地が増加傾向にあります。平成21年12月施行の改正農地法で、農地の所有者や耕作者等は、農地を適正かつ効率的な利用をしなければならぬとされています。

また、4月1日に施行された「栃木市をきれいで住みよいまちにする条例」においても、土地の所有者は、雑草、樹木等が繁茂した状態にならないよう、適切な措置を取らなければならないとされています。

耕作放棄地は、そのままでは利用が困難だけでなく、病害虫や火災の発生源となり、近隣の住民や農地へ悪影響を及ぼします。速やかに除草等、農地の適正な管理をお願いします。なお、耕作放棄地解消の

取り組みに対して、耕作放棄地再生利用交付金による支援があります。交付金を受けるための条件は、ケースごとに異なりますので、詳細は左記に相談ください。

農業委員会事務局 ☎ 21-2527

学童保育夏休み利用 申し込み受け付け

保護者の就労等で、家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、夏休みの期間中のみ学童保育利用申し込みの受付をします。現在学童保育を利用されている方は、改めて申し込み必要はありません。

◆対象 栃中央小、栃三小、栃四小、栃五小、南小、大宮北小、吹上小、大平・藤岡・都賀地域内各小学校通学区内学童保育
※定員に限りがあり、申し込みいただいても利用できない場合があります。
◆申込方法 6月24日(月) 7月5日(金)まで、申込用紙(本庁、各総合支所及び各学童保育)にありま

5歳児発達相談について

お子さんの成長や発達、子育てなどについて、気になることや困っていることはありませんか?

市では、5歳になるお子さん(年中さん)を対象に発達相談を実施しています。保健師と心理職が各園を訪問し、お子さんの様子を拝見させていただきます。

事前に保護者には相談票を配布します。お子さんがより良い集団生活を送るための手立てを一緒に考えていきたいと思っておりますので、相談したいことをお気軽に記入ください。

次のような心配がありましたら、ぜひ記入ください。

- ・落ち着きがなく対応が難しい
- ・困っているクセやこだわりがある
- ・ひとり遊びが多く、友だちと遊べない
- ・発音が不明瞭で聞き取りにくい
- ・食べ物の好き嫌いが激しい
- ・夜なかなか寝られない など



本健康増進課 ☎ 25 - 3512

入調査や街頭補導等を実施します。

◎青少年健全育成のために 青少年は地域社会で育ちます。地域社会の一員として、共助の精神で明るい地域を作りましょう。

青少年の問題行動は、大人にも責任がないとは言えません。みんなが「交通ルールを守る」などの規範意識を持ち、子どもたちに社会人としての手本を示すことが大切です。

また、青少年を健やかに育むには、家族だんらんの場としての家庭が果たす役割が大きくなります。親は常に子を導くよう努めることも大切です。

◎家庭の日 県は、家族のきずなを大切にするため毎月第3日曜日(ふれあい育む「家庭の日」と定めています)。

家庭の日には、県有施設で子ども料金の無料化なども行われていますので、家族でお出かけになってみてはいかがでしょうか。

◎青少年に関する相談は気軽に電話ください

【非行問題・不登校など】直接又は電話で青少年育成センター(市民会館内) ☎ 23-6566)へ相談ください。

【いじめ相談電話】専用電話 ☎ 24-0667

☆共通事項 ◆相談日 毎週月・金曜日 ◆時間 9時~17時

◆青少年育成センター(日ノ出町) ☎ 23-6566) ※時間外は留守番電話

「温故知新市」は、休みました。

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 毎年7月は、青少年の非行・被害防止全国強調月間です。国・県・市町村が地域民間団体等と連携しながら非行・被害防止活動を展開しています。 市では、期間中に有害環境浄化活動として店舗の立

香心 満願 花の舞
お線香・お香
ローソク
各種取り揃えております
※お気軽に御用命下さい

株式会社 一心堂
TEL.0282(22)1592
e-mail:osenkou-issshindo@cc9.ne.jp

経営・会計・税務のパートナー
(関東信越税理士会所属)
板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板倉 聡

板倉税理士事務所

税理士 板倉 安秀
行政書士 阿部 和則
税理士 三輪 誠

パートナー 日向野 司
公認会計士 岩崎 賢
税理士

パートナー 板倉 克巳
税理士 松嶋 央行
税理士

〒328-0125 栃木市吹上町689-2 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp